

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の背景

- (1) 固定電話網のIP網への移行期間中（令和4年4月から令和6年12月まで）において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料にあつては電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号口及び同条第5項並びに第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第5条の規定により、加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料にあつては法第33条第4項第1号口並びに第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号）附則第5条、第6条及び第7条の規定により、長期増分費用方式に基づき算定することとされている。
- (2) 本件は、接続料規則の一部を改正し、長期増分費用方式による令和6年度の接続料算定に用いる入力値の更新等を行うものである。

2 改正の概要

長期増分費用方式により令和6年度の接続料を算定するため、接続料規則別表第2の2及び別表第4の3に規定する入力値の更新等を行うものである。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。